

ご実家やお持ちの住宅など、空き家でお悩みを抱えている方へ

## 空き家について『すまいのコンシェルジュ』へご相談ください

親から実家を相続したけど、  
貸す又は売るには  
どうすればいいかな？

空き家が先代の名義のまま、  
相続人も多くもめてもいる  
どうしよう？

施設に入るから家を  
空けてしまうけど、  
今からできることない  
かしら？



すまいのコンシェルジュでは、一般的な相談に応じるとともに、相談者のご希望により千葉市と空き家の協定を締結している専門家団体の相談窓口におつなぎします。

### 専門相談 専門家団体一覧

①空き家の売買、賃貸、管理など不動産全般に関する相談	(一社)千葉県宅地建物取引業協会千葉支部 (公社)全日本不動産協会千葉県本部
②空き家の建物状況調査、修繕、リフォーム、解体など建物全般に関する相談	(公社)千葉県建築士事務所協会 (一社)千葉県建築士会
③土地・建物の相続登記、成年後見人制度などに関する相談	千葉司法書士会
④相続問題など紛争性のある案件、その他法律相談全般	千葉県弁護士会
⑤空き家の現状確認、除草など管理のサポートに関するサービス	(公社)千葉市シルバー人材センター

- ・相談は、各団体とも初回 30 分無料となります。
- ・電話相談、会場等での対面相談、現地相談など団体により対応できる相談方法が異なります。
- ・現地相談は千葉市内の空き家に限り、(一社)千葉県宅地建物取引業協会千葉支部、(公社)全日本不動産協会千葉県本部、または(一社)千葉県建築士会が伺います。

### 相談申込方法

専門家団体への相談を希望する場合は、千葉市住宅関連情報提供コーナー（通称：すまいのコンシェルジュ）へ「空き家相談シート」（裏面）をFAX、メール等によりお申込ください。

すまいのコンシェルジュから相談者へ折り返し、相談内容を確認のうえ相談内容に適した専門家団体の窓口をご紹介します。

一般的な相談や相談先が不明な場合などは、すまいのコンシェルジュへお電話ください。

### 「すまいのコンシェルジュ」のご案内

開設日時

月～金及び第1・第3日曜日 \*祝祭日は休み  
午前10時～午後3時 \*正午～午後1時を除く

**TEL:043-245-5690**

**FAX:043-245-5691**

**メール:sumai@cjkk.or.jp**

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1  
千葉中央コミュニティセンター1F  
千葉市住宅供給公社内

● 私（又は親族）が所有する空き家とその敷地（以下、空家等）に関する相談を申し込みます。 ● 個人情報を含む本シートを専門家団体に提供することに同意のうえ申し込みます。 チェックのうえ、お申し込み願います。同意します

フリガナ 相談者氏名	ユウビン 〒		住所
連絡先 (電話番号は必須)	電話	— —	受電可能時間帯 時～ 時 (備考)
	メール	@	FAX — —
空家等の所在地	千葉市	区	<input type="checkbox"/> 市外 ( )
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明		階数 階
築年数	築 年 ( 年竣工)	空き家期間	年程度
所有 (相談者との関係)	建物; 本人・その他 ( )		土地; 本人・その他 ( )

【相談】 相談項目に○または記入してください(複数回答可)。希望団体が不明な場合は○の記入は必要ありません。

相談項目	売買・賃貸・現況調査・修繕・リフォーム・耐震・解体・相続相談・登記相談・成年後見人制度・ 財産管理人制度・法律相談・紛争相談・相隣関係・維持管理・草刈・剪定伐採・清掃・片付け・その他		
相談概要			
希望団体	千葉県宅地建物取引業協会千葉支部・全日本不動産協会千葉県本部・千葉県建築士事務所協会・千葉県建築士会・ 千葉司法書士会・千葉県弁護士会・千葉市シルバー人材センター		
相談方法	電話相談	対面相談	現地相談*
	[第1希望] 月 日 午前・午後	[第2希望] 月 日 午前・午後	・相談は各団体とも初回 30 分無料となります。 ・現地相談は、必ず下記に希望日程をご記入ください。 なお、必ずしも希望日に相談ができるとは限りません。
お持ちの住宅資料	建物設計図書・登記事項証明書・建築確認済証・工事請負契約書・売買契約書・その他 ( ) 上記の資料をお持ちでしたら、相談時にご用意ください。		

※現地相談は千葉市内の空き家に限り、(一社)千葉県宅地建物取引業協会千葉支部、(公社)全日本不動産協会千葉県本部、または(一社)千葉県建築士会が伺います。

【希望日時について】 希望日は申込日から7日以降をお願いします。日時が確定してからのキャンセルは3日前までに、すまいのコンシェルジュへご連絡ください。また、連絡をせずに相談に来られなかった場合は、以後相談をお受けできませんので、ご注意ください。

【千葉市空家等情報提供制度(すまいのリユースネット)】

\* すまいのリユースネットとは、売却・賃貸にむけて空き家情報を公開する千葉市の制度です。この制度に登録されると、市のホームページ及び全国版空き家バンクを通じて空き家情報が買いたい・借りたい方に提供されます。該当項目に○をしてください。

制度への登録	希望する ・ 希望しない ・ 不明(市が制度概要を説明させていただきます)
--------	---------------------------------------

市受付日	年 月	受付番号	送付日	年 月 日
備考			担当者	
団体受付日	年 月	相談実施日	年 月	相談対応者
対応結果	対応終了 ・ 対応継続 ・ 他団体を紹介 ( ) ・ その他			
備考				

送付先

すまいのコンシェルジュ ■TEL 043-245-5690 ■FAX043-245-5691  
■メール sumai@cjkk.or.jp